

## 春日井市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。第4条において「法」という。）第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業（以下「事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。次条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 事業は、一般就労に必要な知識や技術の不足、生活リズムの崩れ、社会との関わりへの不安及び就労意欲の低下等複合的な課題により就労への準備が整っていない生活困窮者（規則第4条に規定する生活困窮者をいう。第4条において同じ。）に対し、一般就労に従事するために必要な基礎能力の形成を始めとし、一貫した支援を計画的に実施することを目的とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、春日井市とする。ただし、市長は、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる団体に対して、市が直接行う事務を除いた事業の全部又は一部を委託することができる。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住地を有し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自立支援相談機関（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をいう。）からの支援を受けている生活困窮者であること。
- (2) 事業を利用することにより、就労が見込まれる者であること。

### (事業内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労準備支援プログラムの作成及び見直し

支援を効果的かつ効率的に実施するため、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が抱える課題や支援の目標及び具体的な内容を記載した就労支援プログラムを作成する。就労支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

(2) 就労準備支援プログラムに基づく段階的な支援

ア 日常生活自立に関する支援

日常生活を営む上で基本的な生活習慣が不十分である利用者に対し、適切な生活習慣の形成を促すための助言、指導等を行い、自らの健康管理や生活管理を行う意識の醸成を図る。

イ 社会自立に関する支援

社会参加のための支援が必要な利用者に対し、就労の前段階として必要な社会的能力を身に着けるための助言、指導等を行い、地域で良好な社会生活を送れるよう支援する。

ウ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた実践的支援が必要な利用者に対し、一般就労に向けた技法や知識の習得等を図る。

(利用期間)

第6条 事業の利用期間は、1年とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況その他の状況を勘案して市長が必要と認める場合は、市長が定める期間とすることができる。

(利用手続)

第7条 事業の利用を申請する者（次項において「申請者」という。）は、就労準備支援事業利用申込書（第1号様式）及び資産収入申告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、事業の利用の可否を決定し、就労準備支援事業利用決定通知書（第3号様式）又は就

労準備支援事業利用却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用の中止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止することができる。

- (1) 第4条に定める要件を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合
- (3) 利用者の所在が不明となった場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、事業の利用継続が困難と認める場合

2 前項の規定により事業の利用中止を決定したとき（前項第3号に該当する場合を除く。）は、市長は、当該利用者に対し、就労準備支援事業利用中止通知書（第5号様式）により利用者に通知するものとする。

（利用の終了）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、事業の利用を終了する。

- (1) 利用者が就労準備支援プログラムを修了した場合
- (2) 利用者が就職した場合
- (3) 事業における利用者の支援を他事業、他機関に引き継いだ場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者から辞退の申し出があった場合

（雑 則）

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

就労準備支援事業利用申請書

ふりがな			
氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	年 月 日（ 歳）		
住所			
電話番号			
緊急連絡先	氏名（続柄） 住所 電話番号		
特記事項	※配慮が必要なことなどがありましたら記入してください。		

上記の事項に相違なく、春日井市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱に基づく就労準備支援事業の利用を申請します。

なお、事業の利用に当たり、この事業の実施に必要な限りにおいて、私の個人情報を市と関連機関等で相互利用することに同意します。

（宛先）春日井市長

年 月 日

自署 申請者氏名

第2号様式（第7条関係）

資産収入申告書

ふりがな						
氏名						
住所						
申立事項	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	ふりがな					合計
	氏名					
	続柄					
	性別					
	生年月日					
	収入金額 (月額)	円	円	円	円	
	預貯金等 の金額	円	円	円	円	円
<p>※申請（申込）日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</p>						
<p>就労準備支援事業の利用の申請を行うに当たり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立をします。なお、上記の申立事項に相違ないことを誓約します。</p> <p>(宛先) 春日井市長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">自署 申請者氏名</p>						

※ 添付書類 収入関係書類の写し及び通帳等金融資産関係書類の写し

様

春日井市長

就労準備支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく就労準備支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 氏 名	
2 生年月日	
3 利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 備 考	

※ この事業は、春日井市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱に基づきます。

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

就労準備支援事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく就労準備支援事業の利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

却下理由

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

就労準備支援事業利用中止通知書

年 月 日付けで決定した生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく就労準備支援事業の利用について、次のとおり中止しますので通知します。

- 1 利用中止日 年 月 日
- 2 中止理由